

平成 21 年 6 月 15 日現在

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2006～2008

課題番号：18730082

研究課題名（和文） 民事訴訟における電子的証拠方法の取り扱いに関する研究

研究課題名（英文） Research about electronically stored evidence in civil procedure

研究代表者

林 昭一 (HAYASHI SHOICHI)

神戸学院大学・法学部・准教授

研究者番号：80368480

研究成果の概要：電子情報の民事訴訟における利用にかかる法制度の比較法制研究を通じて、電子的証拠方法の作成に関して予想される諸問題(作成者と作成部数)、作成された電子的証拠方法の維持・保存に関する諸問題(保存場所、保存期間、利用・アクセス権者の制限)、そして、電子的証拠の訴訟における証拠利用に関する諸問題(提出方法、相手方への開示義務の範囲と拒絶事由、湮滅または提出拒絶に対する制裁)等についての解釈論的・立法論提言を行う。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	600,000	0	600,000
2007 年度	200,000	0	200,000
2008 年度	100,000	30,000	130,000
年度			
年度			
総計	900,000	30,000	930,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事訴訟法、証拠

1. 研究開始当初の背景

近時、情報そのものの社会における相対的価値が急速に高まりつつあり、個人情報保護法の施行に代表される法制度の整備はこのことを象徴している。このような情報保護法制という裏づけを整えつつ、これと併行するように、平成 17 年度より、いわゆる e-文書法の本格施行をみた。これによって、とりわけ、日常的に多くの情報を取り扱う企業においては、従来の紙媒体の保存にかかる人的、時間的、そして費用的負担から解放されるこ

ととなった。それとともに、能動的であれ、受動的であれ、訴訟に巻き込まれた際に、電子化された情報を証拠利用することが、いっそう容易になったといえる。証拠提出の範囲が拡充された現行民事訴訟法下においては、相手方からの証拠の取得をいっそう可能にするものと予想される。しかし、電子情報の証拠利用という点に限ってみれば、このような電子的証拠方法の作成、維持・保存、提出という各段階における民事訴訟法上の規制は、過不足なくこれらを規律しているかとい

えば、その基盤は脆弱であるといわざるをえない。というのも、従来の法制度や解釈論は、行為者の意思形成過程なり思想を体現した物として作成された文書等の証拠方法の存在を前提とした法制度なり解釈論の構築に心血が注がれてきた。確かに、準文書という形での情報記録媒体への文書にかかる民事訴訟法上の規定の準用(民訴法 231 条)が予定されているが、この規定も、あくまで有形物の特定、提出、留置が前提となっている。つまり、この中には、電子化された情報の失われやすさや、改竄のしやすさ、そして、保存のしやすさなどに配慮した、電子的証拠方法の作成、維持・保存、提出の各段階における当事者行為の規律という契機を見出すことは困難であるといえる。これまでの民事訴訟における証拠方法の湮滅に関する研究をつうじて、有形物である証拠方法の維持・保存段階における訴訟法の意義・役割の重要性と現行法の不備という問題意識を強く抱くに至り、e-文書法が施行されるにあたって、この段階における当事者行為の規律の重要性がいっそう増すものと考えたことが研究の背景・動機である。

2. 研究の目的

以上のような研究動機と背景事情をもとに、本研究では、まずその第一段階として、電子情報の証拠化やその民事訴訟法上の取り扱いについての法制や法理論がわが国よりも先行しているとされる諸外国の比較法制研究を行う。例えば、米国では、紙媒体を念頭に置いた証拠開示ルールからの脱却をはかるべく、E-Discovery などの関連法制に関する様々な立法論的または解釈論的な試みが行われている。本研究では、これらの先行研究や裁判例を詳細に調査・検討することを通じて、諸外国法制の先行箇所やわが国でも共有しうる問題点の抽出、把握、そして整理を行う。

そのうえで、第二段階として、整理された課題をもとに、日常的に電子情報を取り扱うことの多い官公所ならびに企業に対してアンケート方式による実態調査を実施する。すなわち、紙媒体が主流であったこれまでの民事訴訟における証拠調べにおいて遭遇した出来事や対応策、そして、今後、電子情報の作成、維持、保存に関して予想される問題点に対する取り組みや課題、そして、現行民事訴訟法下において実施される証拠調べ手続の利用上の是非や不備などをデータ化したうえで、分析し、検討を行う。これらの作業を通じて、電子情報を訴訟において証拠として利用するにあたっての、あるべき民事訴訟法上ならびに関連諸法上の規制を見出すこと

を目的とする。

3. 研究の方法

(1) 2006 年度 2006 年度においては、電子情報の訴訟における利用にかかる法制度の比較法制研究を行う。具体的には、電子証拠の作成に関して予想される諸問題(作成者と作成部数)、作成された電子証拠の保存に関する諸問題(保存場所、保存期間、利用・アクセス権者の制限)、そして、電子証拠の訴訟における証拠利用に関する諸問題(提出方法、相手方への開示義務の範囲と拒絶事由)等について、とりわけこの分野において先行研究の蓄積が多いとされる、米国における法制度ならびに法解釈論を中心に調査・研究を行う。その際には、民事訴訟法制に限定されず、民事法や税法、証券取引に関する法令、そして刑事法などの関連諸法制を広く調査・研究の対象とする。また 2006 年度には、米国における研究機関(カリフォルニア大学バークレー校)を調査予定地と定め、当該機関において短期間集中的(10 日間程度)に資料収集を行う。

(2) 2007 年度 2007 年度においては、前年度に設置した文献と調査予定地において収集した資料をもとに、諸論点の抽出と把握、そして、整理を行う。一定の成果が確認された時点で、これらのデータをもとに、企業法務部ならびに官公所を対象として、アンケート方式に基づく実態調査を行い、その結果の集計を行う。

(3) 2008 年度 最終年度である 2008 年度においては、これまでの比較法制研究と実態調査に基づく研究の成果を集約する。その成果を、申請者が所属する研究会・学会において報告し、そこで得られた知見をもとにして、それぞれ別々の研究論文として作成し、公表することを予定している。それぞれの研究論文の中で、わが国に電子情報の証拠利用に関する諸制度を導入するにあたっての立法論的・解釈論的提言を行う。

4. 研究成果

(1) 2006 年度 2006 年度においては、研究実施計画にそって、電子情報の民事訴訟における利用にかかる法制度の比較法制研究を行った。具体的には、電子的証拠方法の作成に関して予想される諸問題(作成者と作成部数)、作成された電子的証拠方法の維持・保存に関する諸問題(保存場所、保存期間、利用・アクセス権者の制限)、そして、電子的証拠の訴訟における証拠利用に関する諸問題(提出方法、相手方への開示義務の範囲と拒絶事由、提出拒絶に対する制裁)等につい

て、とりわけこの分野において先行研究の蓄積が多い米国における電子情報開示(E-Discovery)などの関連法制度、関連裁判例、そして、学術論文の調査・研究を通じて、外国法制の先行箇所やわが国でも共有しうる立法論的または解釈論的な問題点の抽出、把握、そして整理を行った。なお、上記研究に付随して、わが国の金融機関の取引文書の作成、保存、提出ルールに関する裁判例に関する調査・研究を行い、公表した(「銀行のいわゆる社内通達文書が民訴法220条4号所定の『専ら文書の所持者の利用に供するための文書』にあたらないとされた事例」法律時報別冊私法判例リマークス第34号(2007年)114~118頁)。これは、銀行が所有する文書の開示に関する最高裁判例を契機として、今後、所有情報の電子化が進むと予想される企業取引の分野における、文書媒体の証拠開示の拡張の可能性とその限界を示すものである。

(2) 2007年度 2007年度においては、前年度に引き続き、電子情報の民事訴訟における利用にかかる法制度の比較法制研究を重点的に行った。その研究成果の一部として、電子的証拠方法も含めた証拠への侵害に関する米国法に関する論文の紹介を行い、学会誌上において公表した(「紹介: Chris William Sanchirico, Evidence Tampering, 53 Duke L.J.1215」民事訴訟雑誌第54巻(2008年)211頁~219頁)。これによって、電子的保存証拠の湮滅行為を抑止したり、証拠湮滅によって歪曲された訴訟結果を是正するためには、どのような法的規制が有効であるかということについての議論の一端を紹介することができた。また、上記の比較法制研究とあわせて、わが国における電子的証拠方法の利用に関する現状等の調査・分析に関連して、保険事故に関する証拠の維持・保存に関する裁判例の研究を行い、神戸大学民法判例研究会において研究成果の報告を行った。

(3) 2008年度 2008年度においては、前年度に引き続き、電子的証拠方法の民事訴訟における利用にかかる法制度の比較法制調査・研究のとりまとめとして、学術論文「米国民事訴訟手続における電子情報開示に関する一考察(仮題)」の作成を行い、現在、公表に向け、執筆中である。具体的な内容は、電子的証拠の作成・保存・訴訟における利用に関する諸問題について、米国における電子情報開示などの関連法制度、関連裁判例、そして、学術論文の調査・研究を通じて、外国法制の先端領域やわが国でも共有しうる立法論的または解釈論的な問題点の抽出・分析を行うものである。その結論として、米国民事訴訟規則において立法上承認された、電子情報自体の証拠利用の可能性とその範囲、電子情報を保存する計画にそった日常的な記録廃棄を訴訟の係属に伴い中止する制度の導入の可否、電子情報の廃棄による法的制裁

の強化などの点において、今後、類似の問題が予想されるわが国の民事訴訟制度に対して有力な示唆が得られたことを明らかにするものである。これにより、本研究の目的に示された電子情報の証拠利用に関する法制度の比較法による調査・研究という点については、当初見込まれた研究成果は、達成されたものといえる。また、上記の比較法制研究とあわせて、わが国における電子的証拠の利用に関する現状等の調査・分析に関連して、金融機関が所持する証拠の作成・保存・訴訟における利用に関する調査・研究を行った。それにあたり、所属研究会および参加シンポジウム等における企業法務担当者または法律実務家に対するヒアリングの際に得られた知見が大いに貢献した。その研究成果を、神戸大学民法判例研究会において報告し、論文として公表した(「銀行が法令により義務付けられた資産査定的前提として債務者区分を行うために作成・保存している資料は、民訴法220条4号二所定の『専ら文書の所持者の利用に供するための文書』にあたらないとされた事例」法律時報別冊私法判例リマークス第38号(2009年)122~125頁)。これによって、文書媒体であろうと、電子媒体であろうとを問わず、企業は法令上の義務の履行にとって必要な記録媒体の保存については慎重を期すべきであるということを指摘した。この点についても、当初見込まれた研究成果が達成されたものといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

林 昭一「銀行が法令により義務付けられた資産査定的前提として債務者区分を行うために作成・保存している資料は、民訴法220条4号二所定の『専ら文書の所持者の利用に供するための文書』にあたらないとされた事例」法律時報別冊私法判例リマークス第38号(2009年)122~125頁(査読・無)。

林 昭一「紹介: Chris William Sanchirico, Evidence Tampering, 53 Duke L.J.1215」民事訴訟雑誌第54巻(2008年)211頁~219頁(査読・無)。

林 昭一「銀行のいわゆる社内通達文書が民訴法220条4号所定の『専ら文書の所持者の利用に供するための文書』にあたらないとされた事例」法律時報別冊私法判例リマークス第34号(2007年)114~118頁(査読・無)。

〔学会発表〕(計 2 件)

林 昭一「銀行が法令により義務付けられた資産査定的前提として債務者区分を行うために作成・保存している資料は、民訴法 220 条 4 号ニ所定の『専ら文書の所持者の利用に供するための文書』にあたらないとされた事例」神戸大学民法判例研究会(2008 年 10 月 17 日、神戸大学)」

林 昭一「保険事故の偶然性の証明責任(最高裁平 18 年 6 月 1 日、同 6 月 6 日判決)」神戸大学民法判例研究会(2007 年 6 月 15 日、神戸大学)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

林 昭一 (HAYASHI SHOICHI)
神戸学院大学・法学部・准教授
研究者番号：80368480

(2)研究分担者

(3)連携研究者